

|                     |                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | 民事裁判の効率性と法的保護の問題への迅速な対応をめぐる課題：<br>現在のイタリアの状況における永遠の課題                                                                                                                                                             |
| Sub Title           | Die Effizienz der Ziviljustiz und das Problem der rechtszeitigen<br>Antwort auf die Rechtsschutzfrage : ewige Probleme in dem aktuellen<br>Italienischen Panorama                                                 |
| Author              | De Cristofaro, Marco(Haga, Masaaki)<br>芳賀, 雅顯                                                                                                                                                                     |
| Publisher           | 慶應義塾大学法学会                                                                                                                                                                                                         |
| Publication<br>year | 2025                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle              | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and<br>sociology). Vol.98, No.6 (2025. 6) ,p.25- 40                                                                                                                      |
| JaLC DOI            |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract            |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes               | 資料                                                                                                                                                                                                                |
| Genre               | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL                 | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250628-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250628-0025</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# 民事裁判の効率性と法的保護の問題への 迅速な対応をめぐる課題

——現在のイタリアの状況における永遠の課題——

マルコ・デ・クリストファエロ

芳賀雅顯／訳

1. イタリアの民事裁判制度は、一九八〇年代の初めから、民事上の権利保護のために非常に多くの時間を要すること、および非効率的であること、という弊害と常に闘ってきた。

立法も司法も、この闘いを克服して、効率性を達成するという目標を果たすために多くの努力を払ってきた。

立法者は、この四〇年間にわたって民事訴訟法の改正を複数回実施してきた。すなわち、小規模なものはほぼ毎年大規模なものは約一〇年ごとに改正を行ってきた。一番新しい改正は、二〇二二年に法律施行規則 (Gesetzes-

verordnung) 第一四九号によって制定され、ここ数週間で、その修正と追加を行う政令 (Regierungsverordnung) が施行されたばかりである。<sup>(1)</sup>

しかし、すでに述べたように、民事訴訟法の大規模な改正としては四度目である二〇二二年の施行規則は、ここ最近数十年におけるイタリア民事訴訟法の様相を劇的に変えた。

一九九〇年以前は、当事者は、最終口頭弁論に至るまで、控訴審裁判官 (Berufungsrichter) に対して、新たな抗弁や証拠方法の申立てを制限なく行うことができた。たしかに、新たな訴えの提起や請求の主張は禁止されていたが

(Verbot gegen die Einführung von neuen Klagen und Ansprüchen)、判例によると、その禁止は絶対的なものではなかった。なぜなら、民事訴訟は当事者間の問題であるため、相手方当事者は新たな訴え提起の不適法性を默示的に放棄し、訴訟の審判対象を拡大することを受け入れることも認められていたからである。<sup>(2)</sup>

したがって、訴訟の対象を根本的に変更する可能性が、当事者の権限として認められていたことから、訴訟手続の展開に、本来の意味での秩序は存在しなかった。そのため、両当事者は、「相手方が」これ以上新たな主張を行わず、最終的には判決を求めるだろうという期待のもとで、期日から次回期日へと引き延ばされるために生ずる民事紛争の長期化は、そもそも手続規定に原因があった。

上述の状況は、依然として一九世紀の思考に基礎を置く、当事者処分権主義に基づく規律の弊害であった。立法者が導入を望んだ最も重要な革新は、「時機に後れた攻撃防御方法などの」却下制度の導入であった。新たな訴えや請求の禁止は強化され、ほぼ例外なく適用されるようになり、また、職権で顧慮されない抗弁を提出する可能性は、第一回口頭弁論の開始前までに限定され、同様に証拠方法は手続の初期の段階で申し立てられなければならないとなった。

同時に控訴審に関する規律も変更された。控訴審は、通常、新しい手続として説明されていたが、これは、裁判官は、当事者の申立てとは関係なく、第一審で議論されたすべての争点を新たに判断すべきであるという意味においてである。現在、職権で顧慮されるべき抗弁を除き（そのうち最も重要なのは、方式に関する要件の欠缺または消費者保護を理由とする契約の無効である）、新たな攻撃防御方法の提出はほぼ完全に禁止されている。それによると、控訴審は監督審 (Kontrollinstanz) となり、そこでは、当事者は、取消しが申し立てられた判決には法適用の正当性や事実認定の完全性に疑念があり、したがって新たな判決が必要であることを根拠づける具体的な手がかりを示すことによって、裁判官に不服を特定して申し立てなければならぬ。裁判官は、当事者の不服申立ての範囲内のみにおいて、第一審判決の事後的な審理 (Nachprüfung) を行い、かつ終結させなければならない。<sup>(3)</sup>

イタリア民事訴訟法における「時機に後れた攻撃防御方法の」却下制度 (Präklusionssystem) の特徴は、新たな攻撃防御方法が適切な時期に主張されていない場合に、裁判所が、裁量に基づき攻撃防御方法の提出を認める権限を有していない点である。たしかに、遅滞が当事者の過失や

怠慢によるものでない場合、手続上の権利と権限の回復を規定する一般条項がある（イタリア民事訴訟法第一五三条）。しかし、原状回復の要件を欠く場合、裁判所は、時機に後れた攻撃防御方法の提出を認める裁量権を有していない。<sup>4)</sup>

これに対し、ドイツ民事訴訟法では、第一審裁判所は、適時に提出されなかった攻撃防御方法を認める裁量を有しており、時機に後れた攻撃防御方法の提出を認めることが法的紛争の終結に遅滞をもたらすものではないとされるときには、裁判所の裁量により同様に提出を認めるとするものである（ドイツ民事訴訟法第二八二条<sup>5)</sup>）。イタリア民事訴訟法は厳格かつ形式的なアプローチを採用しており、裁判所の公平性を維持するため、裁判官に自由裁量に基づいて攻撃防御方法の提出を認めて、時機に後れたために却下されるはずであった当事者に有利な結果をもたらす可能性を与えていない。

したがって、たとえ新たな防御方法の提出を認めることが、裁判所に、より適切かつ包括的な事実認定をもたらし、それによってより正しい裁判を下す判決の正義という目的に貢献しようとしても、裁判所には却下制度を緩和して適用する余地は認められていない。訴訟にかかる時間を短縮

するという命題のために、すべてが犠牲にされている。イタリア民事訴訟法はこの姿勢と完全に一致しており、却下規定を、一定期間に固定された日にちの経過による期限切れに厳格に結びつけている。イタリア法とまったく異質であるのはドイツ民事訴訟法（ZPO）第二八二条の規定であり、この規定によると「攻撃防御方法の」提出の適時性は特定の期間を徒過することにかからしめるのではなく、慎重かつ手続の促進を目的とした一般条項に依存させている。

2. 新しい却下制度の導入に対しては、当初、法曹界が非常に批判的であったため、けっして容易な作業ではなかった。しかし、間もなく、これによって民事訴訟が迅速かつ合目的に追行できるようになったことが、すべての専門的法律家たちに認識されるようになった。

その後の数年間に、立法者は、民事上の権利保護の規制における空白部分をさらに埋めたが、これは結局のところ、民事訴訟を当事者間の私的な問題として捉える時代遅れの考え方を反映したものであり、民事上の権利保護をより効率的にするという目的に反するものであった。

金銭債権の執行に関しては、債権者は、二〇一四年から、

債務者の資産に関する情報を公的データベースから取得することが認められるようになった。この改革以前は、資産調査は債権者の利益のみに関わる問題であると考えられていた。現在、立法者は、債権者がすでに執行名義においてその存在が認められた請求権の完全な満足を果たせない場合には、法制度全体が問題視されると考えている。そこで、税務当局からの情報も債権者に提供されることになり、債権者には自身の資産に関する情報を提供する義務が課せられ、虚偽または不完全な情報や開示 (disclosure) があつた場合は刑事訴追の恐れが生じることとなった。

作為または不作為の強制執行について、イタリアの法制度は、債務者に対する強制手段を二〇〇九年まで有していなかった。執行名義を履行しなかったことに対する罰則は、民事訴訟という私的な問題における刑事法的要素という、問題の性質に反する混合物とみなされた「からである」。

これでは、例えば、履行が債務者の意思にのみ依存する場合など、非代替的作為を求める給付判決は、「履行強制の方法がなかったため」事実上執行不能となろう。際限のない消耗する議論の後に、立法者は、ついに、フランスのアストラント (astreinte) をモデルにした強制手段を通じて債務者に作為を命じることを目的として、受訴裁判所の裁

判官に申し立てを行うことを債権者に認めた。したがって、これは何らかの国庫や機関に支払われる過料・科料 (Bußgeld) の問題ではなく、債権者の利益となる金額が、債権者が完全に満足するまで蓄積されるという問題である。いずれにせよ、債務者に対しては、債務をできるだけ早く履行することで、数日または数週間にわたって強制手段が拡大するのを阻止するよう促すべきである。

この改正はかなりの成功を収めており、最近、この強制手段は、代替的作為や不作為の強制、そして物の引渡し of 強制にまで拡大されるようになった。これにより、これらの請求権の履行が、強制執行手続におけるよりも、より一層迅速かつ効率的に、強制手段を課せられた債務者によって直接実現されるとの期待のもと、司法の効率化という目的が追求されている。

3. 訴訟に要する期間を短縮し、司法制度の効率性を高める努力は、もちろん法の解釈と適用という手段によって、判例によっても採用され、促進されてきた。

とくに、イタリアでは破毀院 (Kassationshof) として知られる民事事件に関する最上級裁判所は、重要な手続概念、すなわち、訴訟物や既判力の対象から訴え変更の可能

性、さらには一部請求の不適法を再考し、「法の」継続的な形成をはかる上で主要な役割を果たしてきた。

破棄院が、二〇一四年に下した判決において、<sup>6)</sup> 手続に関する一〇項目 (Dekalog) の機能的ガイドラインを定めたことは重要であり、これらのガイドラインは、これまでとは異なる逆転の方法によって、すなわち構造的アプローチから機能的アプローチへと転換することにより、手続に関する法規範の解釈および手続に関する法制度の発展を、民事司法の効率性という目的とともに定めている。

この一〇項目では、第一に、実体法の下で存在する法的関係の相互性と訴訟結果の一致が必要であるということが指摘されていた。破棄院の判決によると、手続は、場合によつては異なる手続で下される可能性から生じる相互に矛盾する判決によつて、双務契約の「存否をめぐる」統一的な事実を崩壊させてはならない。法的関係の統一性は、実体法によつて規律されているのと同じ様に、手続法に反映されなければならない。したがって、双務契約の無効を理由に訴えが棄却された場合、その契約の無効は、別の訴訟で再び問題にされることは許されない。すでに判決が下されているにもかかわらず、当事者が新たな訴えで契約の有効性について争うことを認めるとすると、訴訟の耐え難い

濫用を容認することになろう。

第二に、裁判所が下した判決の安定性が挙げられる。訴権は、当事者が同じ主題について潜在的に際限なく争うことが許されることを意味するものではないと理解されるべきである。それどころか、法的問題については、可能であれば、一回で終局的な答えが与えられなければならない。

第三に、判決の調和が挙げられており、これは一体となっている権利または法律関係を、無限に細分化された多数のより小さな訴訟物に分割する可能性を排除する。

第四に、権利保護の集中が強調されており、これは権利関係に関連するすべての法律問題および事実問題が一つの訴訟で争われ、判断されることを求めている。この原則は、例えば、抗弁は別の訴訟でその理由具備性が認められる場合のみ適法とされるとの法律の規定と相容れないこととなる。このような規定は、効率的な訴訟の機能に関するガイドラインに違反するため、憲法違反を理由に憲法裁判所に提訴されるべきである。

第五に、権利保護の問題に対する対応の効率性が挙げられているが、これは形式主義的で判決に向けた手続の迅速な展開と両立しないような、あらゆる法解釈に優先するものである。

第六に、裁判の公正さの原則が強調されている。手続き本権は、国内憲法およびヨーロッパ人権条約第六条に明記されているとおり、あらゆる手続において遵守されなければならない。

第七に、訴訟経済が挙げられるが、これも一回性の原則 (Grundsatz der Einmaligkeit) と一致している。この原則は、「同一紛争が細分化されることで」訴訟が連続的に増殖して提起されることを回避し、また、当事者に対して長期間にわたり関与した最初の訴訟の終了時に、紛争の一回的かつ統一的解決と権利関係の終局的規律を提供することを要求するものである。

第八に、けっして無限ではない司法資源の考慮を強調している。これらの資源は、一般の利益のため、そして間接的には個人の利益のためにも、できる限り節約されるべきであり、そうすることで、すべての市民、すべての居住者、すべての法的保護を求める外国人に「訴訟手続が」利用可能となる。

第九と第一〇は、当事者の忠実さと平等原則に関するものであるが、それとともに、裁判所による裁判が訴訟物を構成している実体法上の権利関係を確定させることを求めている。この権利関係の確定は、安定性、確実性、持続的

な信頼性によって特徴づけられるものであり、さらに迅速な裁判による対応 (Justizantwort) も保証している。

4. 上述の民事訴訟に関するいわゆる機能的ガイドラインは、破毀院 (Kassationshof) による最近の判決のほとんどが準拠するプログラムを表している。もちろん、実体的確定力 (materielle Rechtskraft) に関する基本原則を最上級裁判所 (das höchste Gericht) が表明した、二〇一四年の破毀院判決第二六二四二号にも同じことが当てはまる。破毀院は、一方では、契約の無効を理由に給付訴訟が棄却された場合には、当事者の一方が中間確認の訴えを正式に提起したかどうかとは無関係に、契約無効の判断は将来の訴訟手続においても既判力を有しなければならないと判断し (die Entscheidung über die Nichtigkeit auch in künftigen Prozessen Rechtskraft haben muss)。<sup>7</sup> 他方では、一方の契約当事者に履行を命じる判決の既判力は、必然的に契約の有効性にも及ぶとした。判決で、この問題がまったく言及されていなかったとしても、それには黙示的既判力 (implizite Rechtskraft) が生じる。<sup>8</sup>

破毀院は、民事訴訟法第三四条に基づき、訴訟手続の過程で争点となった権利関係について、その存否が訴訟の判



決の全部または一部に影響を有する場合に、当事者だけが既判力によって確定させることを求めることが許されるとした。しかし、ドイツ民事訴訟法第二五六条第二項に基づく中間確認の訴えの必要性といったことは否定され、必要に応じて、黙示的に、既判力が常に契約の有効性または無効性に拡張されるというアプローチが支持されている。

実質的な法的根拠が同一契約に求められる単一の権利関係 (ein einheitliches Rechtsverhältnis) を訴訟物とする二つの別個の訴訟において、矛盾判決が下されることを避けるため、この法的問題は契約に関する最初の訴訟において明確に解明されなければならない。双務契約においては、一方の履行義務が他方の履行義務の法的根拠となるため、調和のとれた解決策が必要であるが、これはとくに最初の判決の既判力を拡張することで達成される<sup>(7)</sup>。

それから一年も経たないうちに、破毀院は、訴えの変更の適法性に関する判例を根本的に見直す際に、一〇項目 (Delatlog) に言及した。イタリアの伝統によると、提起された請求の対象または根拠が修正された場合 (もちろん、当事者の同一性が維持されていることを前提とする) には、訴えの変更は認められなかった。二〇一五年の判決第一二三一〇号によれば、訴訟の主題や根拠を正式に変更する必

要はなくなった。他方で、裁判所は機能ガイドラインに注意を払う必要があり、そのガイドラインによると、訴訟は権利保護の集中そして判決の終局性と一回性の要請を貫徹させなければならないとされている。

原告が第一審での訴訟手続の開始時に修正を申し立てた場合に、ドイツの裁判所は、ドイツ民事訴訟法第二六三条から第二六四条を大幅に超える場合には、訴えの変更を認めるのか否かを検討しなければならない。請求原因に変更があったり、当初求められていた訴訟物とは異なる訴訟物が申し立てられたとしても、原告が同じ事実に基づいて訴えを提起し、同じ実体法上の利益を追求している場合は、いずれにしても訴えの変更は認められる (たとえば、契約に基づく支払請求訴訟と、反対給付が無効な契約であることを理由に不当利得返還請求訴訟との間で請求が重複する場合)。

その後、法の継続的發展は、訴え変更の可能性を拡大させる方向に向かうが、それは民事訴訟が「当事者の問題」(これは現在でもドイツ民事訴訟法第二六三条が根拠とする原則である) だからではなく、共通の法秩序およびより効率的な民事司法を運営する利益のためによるものである。訴訟における機能ガイドラインに関する一〇項目は、す



で二〇〇七年に一部請求の禁止を確立していた判例に体系的な法的根拠を提供した。二〇〇七年判決は、判決を正当化するために、裁判と訴訟経済の調和の重要性を強調していた。一〇項目は、一部請求の禁止を根拠づける原則をより多く提示している。

権利保護の集中ならびに判決の終局性および一回性の要請は、一つの請求権に対する法的保護を一連の複数の訴訟に細分化する一部請求訴訟を適法とすることは明らかに両立しない。さらに、司法資源の限界に対する配慮や当事者平等の原則は、原告が司法制度のニーズや被告の利益を考慮することなく、自身の都合に合わせて訴訟物を構成することができるということと対立する。

5. 訴訟に要する期間の短縮と民事裁判の効率化に向けた努力は、代替的紛争解決という手段の促進によっても追求された。

いずれにせよ、イタリアの経験からは、法改正自体が訴訟期間にはほとんど影響を及ぼさないことを示している。実際、訴訟に要する時間という問題は、通常、未済事件に積み重なる新受事件を裁判所が審理し、裁判するのに十分な数の裁判官がいるかどうかに左右される。権利保護の問題

への対応が適時になされるのか否かは、裁判官の数と係属中の訴訟の数との従属変数 (eine abhängige Variable) である。

現在イタリアで起こっている、とくに第一審における訴訟期間の短縮が、二〇〇八年の経済危機以降、新受件数が徐々に減少した結果であることは偶然ではない。これは、民事裁判によらずに紛争解決を可能にする手段の重要性を示している。

二〇一〇年、イタリアの立法者は、いわゆる強制調停申請制度 (das sog. notwendige Mediationsersuchen) を導入した。この制度では、さまざまな事柄 (保険契約、仲介契約、銀行契約、金融投資契約、交通事故や医療過誤による不法行為など) について、五万欧元未満の紛争の場合に、当事者は調停の申請 (Schlichtungsersuchen) をしなければならぬ。

裁判所が、最初の口頭弁論で調停の申請がなされていないことを認定した場合、当事者が適時的に申請を行ったとするために、最長で四ヶ月間訴訟を中断することができる。当初、この新しい制度は法曹界から激しく批判され、民事上の権利保護へのアクセスに対する憲法違反の障害とさえみなされていた。約一〇年後には弁護士や当事者の態度

も変わり、とくに最後に行われた二〇二二年の改革以降、調停手続はより効率的で有望視されるようになった。このことを通じて、和解によって紛争を迅速に解決することができ、紛争を心配する必要が少なくなった当事者に利益をもたらしたが、訴訟経済と司法制度全体にも利益がもたらされた。

6. しかしながら、民事法上の権利保護における効率性の追求は、同時に、上訴裁判所へのアクセス制限をもたらしめている。

イタリアの法制度の特徴は、憲法が破毀院へのアクセスを手続基本権として保証している点である。憲法第一一条第七項によると、他の方法では争うことができない判決に対しては、つねに破毀院への上告 (Kassations-rechtsmittel)<sup>(10)</sup> が認められる。

この憲法規定の結果、毎年三万件を超える数の上告が破毀院に提起される。また、他のヨーロッパ諸国の最上級裁判所とは比較にならない数の判決が下されている。二〇一四年の二六二四二号判決についてはすでに述べた。たしかに毎年年末には、約三万件の判決が下されるが、上告審での未済手続の数はつねに九万件から一〇万件である。その

結果、破毀院での訴訟期間は二年から五年と不当に長くなっている。

これを受けて、立法者は、過去二〇年以上にわたり、この状況に対処し、訴訟期間を短縮するための措置を導入しようとしてきた。憲法規定の変更が認められない限り、立法者の努力はほとんど効果を上げなかった。結果は二つだけである。

一方で、破毀院における口頭弁論が広範囲にわたって廃止された。上告人の申立てがとくに重要な法律上の問題を提起する場合にのみ、弁論が開かれる。それ以外の場合、当事者は書面による申立てを提出する機会のみが与えられる。他方で、破毀院の裁判官は、最小限の時間で最大限の判決を下す必要があると感じている。

残念ながら、効率性の追求が必ずしも司法の質を高めているわけではない。

7. 権利保護の効率性を示すさらなる手段として、立法者は、最近、二〇二一年五月から民事訴訟法に組み込まれたルールを通じてクラスアクションを導入した。

クラスアクションにより、一連の同等の権利を有する集団に属する者は、公共サービスまたは公益サービスを提供

する企業や組織に対して損害賠償請求を行うことができる（イタリア民事訴訟法第八四〇条の二）。それゆえ、権利は「まとめて」主張されているが、依然として特定の人物の債権または権利に関連づけられている。

原告適格（Activelegitimation）は、司法省の公簿に登録され、これらの権利の保護を法定の目的とする組織または団体にも認められる。前述のように、適用範囲がサービスまたは公共サービスの提供に限定されていたため、大規模不法行為集団訴訟はイタリアの法制度にとって異質なままである。

この保護手段は、現代社会の集団的性格と今日の生産・取引関係に根ざしている。この状況では、実体法および手続法のレベルでの法的関係が依然として「一対一」の関係として議論できると考えるのは幻想である。個人には、多国籍企業や国境を越えて事業を展開する企業のような経済力や訴訟を迫行する能力がないことは明らかである。

クラスアクションが、多国籍企業の国であるアメリカで生まれたのは偶然ではない<sup>（1）</sup>。

たしかに、両当事者間には経済力の非対等性だけでなく、「利害関係の非対等性」も存在する。個人は、少額のお金または経済的価値のために戦っているが、いずれにしても、

何千人、何万人もの人々に対して企業が不当な形で記録した経済的利益の総額とは比較にならない。

そのため、企業は、マイナス評価の前例となることを避けるために、価値がそれほど高くない訴訟に無制限のリソースを投入することがある。風車と戦うドン・キホーテ（Don Quixote）のように戦う個人の訴えを退けることは、確かに「企業に」莫大な経済的利益をもたらす可能性がある。なぜなら、「個人による」この最初の試みが失敗すれば、その後に「訴訟が」続く可能性は極めて低いからであるが、しかし、その逆もまたありうる。

クラスアクションは、すべての個人が有する同じ権利を統合するのに適した訴訟提起の可能性をもたらすものであり、それによって公平な競争条件が達成される。クラスアクションを通じて、当事者は、不法に得た利益あるいは不法に被った損失を企業からすべて取り戻すことを目的として、「集団」のために、すべての個人の主観的立場を束ねて裁判所に持ち込むことができ、そして多国籍企業と対峙するのである（巨大なガリバーと小人族の対決を描いた作品の新版では、小人族は小柄だが、力を合わせれば、客観的な戦力や体格の不均衡を補うことができるとしている）。集団訴訟であるクラスアクションの目的は、不特定多数

の個人の主観的立場を解決するのに適した訴訟において、手続上の合理化目標を達成することである。判決では、被告は「原告によって申し立てられた被告の行動により、一連の個人の権利を侵害した」と認定される（イタリア民事訴訟法第八四〇条の六）。

しかし、もう一つの目的は、公の利益の観点から市場参加者の行動に「望ましい」変化をもたらすために、大企業に対する抑止力として民事訴訟を利用することである。一つの訴訟手続において被害総額を請求し、そして被告が責任を負う権利侵害のすべてを負担させることを私人に認め、またこれを奨励する集団訴訟が導入されることで、大企業はリスクに直面することになる。

8. 立法者は、クラスアクションのこれらの目的を十分に認識していたが、イタリアの規律はオプトイン方式に基づいており、アメリカのオプトアウト方式とは対照的である。

後者は、各クラスのメンバーが、一連の権利を有するすべての者のための唯一の代表者として法廷に立つことを可能にする。裁判所は、原告が集団を代表し、訴訟の経済的重要性を処理する能力を有するか否かを厳格に審査しなけ

ればならない。この審査結果が肯定的であれば、裁判所は集団を「認証」し、その集団は一種の自治コミュニティとしてまとめられる。裁判所の認証がなされると、個々の構成員は、この訴訟に関連して訴訟を提起することはできず、判決および原則として和解案にも拘束される<sup>12</sup>。

この集団訴訟の拘束力から逃れる唯一の方法は、オプトアウトを明示的に宣言することである。

一方、イタリアの立法者は、欧州のアプローチに沿った規制を選択し、個人が自己の権利を独占することに配慮したオプトイン方式を採用した。

クラスアクションは、——訴えの適法性が審査された後——、電子的（*telematisch*）に提出された書面を通じて、集団訴訟に参加する意思を表明した者のみが含まれる。和解が成立した場合でも各個人の同意が必要であり、また、和解に同意しない者は、行動の自由を取り戻すことになる（イタリア民事訴訟法第八四〇条の二第四項）。

このような構造的な違いがあるにもかかわらず、立法者はイタリアの集団訴訟を可能な限りアメリカのモデルに近づけるよう調整している。一方で、クラスの個々のメンバーが要求できる「一般的な」正当性が適用される。また、他方で、裁判所による訴えの適法性審査が適用されるが、

これは、原告が適切な代表者であることと、「裁判所において主張された個々の権利について適切に弁論を行う資格」を有することを認定した後、新たな自律的な利益共同体を創出することになる。

適法性が判断された後、クラス代表者には集団訴訟の訴訟担当 (eine kollektive Prozessstandschaft) が付与される。この種の訴訟では、クラス代表者には、訴訟手続と手続戦略の完全な管理権限が与えられる。しかも、クラス代表者の主導権の絶対的な独占性は保証されている。なぜなら、その他のクラスアクションの提起は認められていないからである (イタリア民事訴訟法第八四〇条の四)。

アメリカとは異なり、オプトインを利用しなかった集団訴訟のメンバーは、個別訴訟を提起することが認められているが、この者が集団的保護の恩恵を受けたい場合は、唯一認められた手続に参加しなければならない。したがって、オプトイン制度は、つぎのように述べることができる。すなわち、共同で訴訟を進行して成功するかもしれないし、あるいは、単独で訴訟進行して失敗する可能性があるが、これ「上記の制約」により実際にはアメリカのシステムとの違いが最小限に抑えられている。

また、集団訴訟の各メンバーが有する請求権の数値化と

請求権の満足についても、イタリアの立法者は、アメリカのモデルを踏襲している。そのため、イタリアの集団訴訟手続は二つの部分に分かれる。まず、オプトインの原則に基づく判決手続により、被告企業または事業者が「義務に違反したか」どうか判断される。つぎに、被告に責任があると判断され、実際に金銭が被告から回収された場合には一種の破産手続が行われるが、これは裁判官および集団訴訟メンバーの共同代表による監督下で実施される。

共同代表者は、裁判所による清算手続における倒産管財人の選任要件を満たさなければならない (イタリア民事訴訟法第八四〇条の六)。そのため、被告企業が任意に履行しない場合、共同代表者は、集団的強制執行手続を開始する義務も負う (イタリア民事訴訟法第八四〇条の一二)。

集団訴訟メンバーと被告との間の紛争は、倒産債権者表 (Insolvenztabelle) 上の債権審査に類似した方法で裁判官が判断する。これは、決定によってなされるが、裁判所で争うことができる。

並行して、集団訴訟メンバーの共通代表者は、会社が支払った金額の「集団訴訟メンバーが有する均質な個別権利の満足のための分配計画」を作成する任務を負う (イタリア民事訴訟法典第八四〇条の八)。これは、イタリアのク

ラスアクションをアメリカのモデルに実際に近づけるものであり、クラスアクションによる収益は信託に委ねられ、その受託者はそれを集団訴訟の参加者間で分配しなければならぬ。

最後に、クラス代理人 (class counsel) の役割を忘れてはならない。アメリカでは、実際に訴訟を遂行し、資金調達を行う弁護士が、実際には訴訟の「真の原動力」となっている。これは成功報酬契約 (contingency fees agreements)、『すなわち、分け前に関する合意 (Quotenvereinbarungen)』のおかげで可能となっている。企業が集団訴訟の原告に対して支払を命じられた場合、利益の一部は集団訴訟のメンバーに分配されるが、約三〇%は集団訴訟を資金面で支援した弁護士が手に入れることになる。したがって、集団的権利保護の真の主人公である弁護士たちの利己主義が、クラスアクションの目的達成のために利用されることになる。

イタリアの立法者は、訴訟費用に関する特別な規定を導入するよう配慮し、訴えの適法性審査が終了するまで原告を援助した弁護士に報酬を支払うことを規定したが、これは、まさに、この制度の成功に不可欠な弁護士の活動を刺激する必要性を考慮したものである。

(1) 二〇二四年一〇月三十一日の政令第一六四号は、一月二十六日に発効した。

(2) 民事訴訟は「当事者の問題」であるという考え方は、現在でもドイツ民事訴訟法第二六三条の根底にある。この規定によると、「訴訟係属の発生後、被告が同意した場合、または裁判所が適切と判断した場合は、訴えの変更が認められる」とされている。

(3) この展開により、その職業は *novum iudicium* (新たな判断をなすこと) から *revisio prioris instantiae* (即時に過去を再検討すること) へと変化した。Consolo, Luiso, De Cristofaro を参照。

(4) 同様の理由から、イタリア民事訴訟法には、裁判所が裁量により適切と判断した場合に訴えの変更を認める、ドイツ民事訴訟法第二六三条のような規定は存在しない。

(5) ただし、控訴審においては、新たな攻撃防御方法は、原状回復の申立てを正当化する理由がある場合のみ認められ、すなわち、それは新たな攻撃防御方法が、第一審裁判所が明らかに見落とした場合や、無関係とみなした側面に關するものである場合、または当事者の過失によらずに第一審で提出されなかったものである場合である (ドイツ民事訴訟法第五三一条も参照)。

(6) 破毀院大法廷二〇一四年二月一二日二六二四二号には、以下の評釈がある。Pagni, Il 'sistema' delle



impugnative negoziali dopo le Sez. un., in *Giurisprudenza italiana*, 2015, 71; Bove, Rileievo d'ufficio della questione di nullità e oggetto del processo nelle impugnative negoziali, in *Giurisprudenza italiana*, 2015, 1387; Menchini, Le Sez. un., fanno chiarezza sull'oggetto dei giudizi di impugnativa negoziale: esso è rappresentato dal rapporto giuridico scaturito dal contratto, in *Nuovi quaderni del Foro italiano*, n. 2-2015; Pagliantini, Rilevabilità officiosa e risolvibilità degli effetti: la doppia motivazione della Cassazione ... a mo' di bussola per rivedere Itaca, in *I Contratti*, 2015, 113; Giussani, Appunti dalla lezione sul giudicato delle Sezioni Unite, in *Rivista di diritto processuale*, 2015, 1560.

(7) 破産院は、明示的シンカーの既判力理論を参照し、Zeuner, Die objektiven Grenzen der Rechtskraft im Rahmen rechtlicher Sinnzusammenhänge, Tübingen 1959, 44-47. 参考 註 6 の Peters, Zur Rechtskraftlehre Zeuners, in *ZZP* 76, 1963, 236; Consolo, Oggetto del giudicato e principio dispositivo, I, in *Rivista trimestrale di diritto e procedura civile*, 1991, 226 s.; Dalla Bontà, Una «benefica inquietudine», Note comparate in tema di oggetto del giudicato nella giurisprudenza alla luce delle tesi zeuneriane, in *Giusto processo civile*, 2011,

895 ss.

(8) 破産院大法廷二〇一五年六月一日二二二二〇番 (Corriere giuridico 2015, 961)。註釈 6 の Consolo, Le Sezioni Unite aprono alle domande 'complanari': ammissibili in primo grado ancorché (chiaramente ed irriducibilmente) diverse da quella originaria cui si cumuleranno, 44-47. 参考 文獻 6 参照。Menchini-Moto, in *Commentario del codice civile diretto da Gabrielli*, sub art. 2909 c.c., Torino, 2015, 78 ss.; D'Alessandro, L'oggetto del giudizio di cognizione. Tra crisi delle categorie del diritto civile ed evoluzioni del diritto processuale, Torino 2016, 209 ss.; Bove, Individuazione dell'oggetto del processo e mutatio libelli, in *Giurisprudenza Italiana*, 2016, 1607 ss.

(9) 破産院大法廷二〇一〇年一月十五日二二二二六番 (Rivista Diritto Civile, 2008, II, 335)。註釈 6 の De Cistofaro, Infrazionabilità del credito tra buona fede processuale e limiti oggettivi del giudicato, und von Dalla Massara, La domanda frazionata e il suo contrasto con i principi di buona fede e correttezza: il «ripensamento» delle Sezioni Unite; 34-47 参考 註 6 の Foro italiano, 2008, I, 1514. 註釈 6 の Palmieri-Pardolesi, Frazionamento del credito e buona fede inflessibile 44-46

ろ' Caponi, Divieto di frazionamento giudiziale del credito: applicazione del principio di proporzionalità nella giustizia civile? 近年' 破棄院大法廷は' 一部請求訴訟を適法としつゝた。二〇〇〇年四月一〇日一〇八番 (Corriere giuridico, 2000, 1618 ss.)。評釈しつゝ' Dalla Massara, Tra res iudicata e bona fides: le Sezioni unite accolgono la frazionabilità del quantum della domanda di condanna pecuniaria. ろ' ろ' Giurisprudenza Italiana, 2001, 1143 ss. 評釈しつゝ' Carratta, Ammissibilità della domanda giudiziale "frazionata" in più processi?

(10) S. Tiscini, *Il ricorso straordinario in Cassazione*, Torino, 2005.

(11) 多くの文献の代わりとしてを参照。A. Miller, *Of Frankenstein Monsters and Shining Knights: Myth, Reality, and the "Class Action Problem"*, [1979] 92 Harvard Law Review, 668. 民事訴訟を単なる二者間における私的紛争の解決とみなす従来の考え方は時代遅れである (the traditional notion of civil litigation as merely bilateral private dispute resolution is outmoded); D.R. Hensler, *Revisiting the Monster: New Myths and Realities of Class Action and Other Large Scale Litigation*, [2001] 11 Duke Journal of Comp. & Intl Law, 212 以下を、クラスアクションは「多国籍企業の台頭と」、世界的な製品消

費に起因する大規模な損害の可能性をもたらすグローバル経済の発展」(the rise of multi-national corporations and the development of a global economy that bring with them the potential for large-scale injuries resulting from worldwide product consumption)の結果である。

(12) これは、和解を通じてできるだけ早期に資金回収を図りたい弁護士と集団メンバーとの間で、利害の対立が生じる状況をしばしば引き起す。多くの文献の代わりに、以下を参照。A. Giussani, *Azioni collettive risarcitorie nel processo civile*, Bologna, 2008, 87 ss. また、この文献を参照。J. Grisham, *The King of Torts*, New York, 2003.

# 【記者付記】

本翻訳は、二〇二五年一二月七日に慶應義塾大学三田キャンパスで開催された、イタリア・パドヴァ大学クリストファロ教授による講演会の第一報告の原稿である。講演テーマの原題は、Die Effizienz der Ziviljustiz und das Problem der rechtszeitigen Antwort auf die Rechtsschutzfrage: ewige Probleme in dem aktuellen Italienischen Panorama である。クリストファロ教授は、一九六九年にイタリア北部ブレシアに生まれ、フェラーラ大学法学部を卒業された。その後、同教授は、トレント大

学、ヴェローナ大学で教鞭を執り、二〇〇六年にパドヴァ大学正教授となり、現在に至っている。また、この間、エラスムス・プログラムを通じてミュンヘン大学シュロツサー教授のもとで研究された。訳者とは、二〇〇七年にドイツ・レーゲンスブルク行政裁判所で行われた国際訴訟法学会での報告を一緒に行つて以来、交流を続けている（同学会でのクリストファーロ教授の報告テーマは、*Probleme der Internationalen Zuständigkeit und des forum shopping aus ausländischer Sicht*である。なお、訳者のテーマは、*Das europäische Insolvenzrecht aus der Sicht von Drittstaaten*であり、いずれも、Peter Gottwald (Hrsg.), *Europäisches Insolvenzrecht - Kollektiver Rechtsschutz*, (Gieseking, 2008) に収められている。訳者は、イタリア民事訴訟法ないし司法制度をドイツ法的概念の下で記述を行うことへの関心から、クリストファーロ教授にドイツ語での講演を依頼したところ、ご快諾をいただいた。講演では、三上威彦名誉教授に通訳をご担当いただいた。クリストファーロ教授の招聘に際しては、石川明教授記念手続法研究所による財政的援助を受けたことを特記し、謝意を表するものである。

なお、同研究所について簡単に説明を加えさせていただ

きたい。故石川明先生（慶應義塾大学名誉教授）は、日本の民事訴訟法の発展には外国法制度からの刺激が不可欠であると考え、単なる文献読解ではなく、実際に海外に赴き、また外国の研究者を日本に招くことで、表面的理解にとどまらない本質的な洞察を得る必要があると強く認識していた。先生は門下生に積極的に留学を勧め、また多くの外国人研究者を招聘し、慶應義塾大学のみならず他大学でも講演の機会を設けて日本の学界に新たな視点をもたらした。しかし、外国人研究者の招聘には経済的な問題や公的資金の制約があったため、石川先生は、簡易な手続で外国人研究者を招聘できる機関の設立を決意し、自ら卒業生や企業を回つて寄付を募り、多くの賛同を得て「手続法研究所」（現・石川明教授記念手続法研究所）を設立した。この研究所は、設立以来多数の外国人研究者を招聘し、国際的な学術交流の拠点となっており、石川先生の実践的な国際交流推進の理念が設立とその活動の根幹となっている。本講演もこの活動の一環である。